

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（附則第十八条関係）

改 正 案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十条四条関係）

事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(略)	(略)	(略)	(略)
二十五 証券会社、外国証券会社、外国証券業者、証券仲介業者又は投資信託委託業者の登録、許可又は認可			
(一)・(二) (略)			
(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項（取引所取引の許可）の規定による許可	許可件数	（略）	（略）
円 一件につき九万	登録件数	万円 一件につき十五	（略）
(四) 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二（証券仲介業			

現 行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十九条、第二十三条、第二十条四条関係）

事項	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(略)	(略)	(略)	(略)
二十五 証券会社、外国証券会社又は投資信託委託業者の登録又は認可			
(一)・(二) (略)			
(新設)	(新設)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(略)	(略)
